

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使交渉について 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p>	<p>1. 地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p>
<p>2. 人事評価制度の導入について 人事評価制度についての考えを明らかにすること。</p>	<p>2. 定数外職員に対する人事評価については、定数外職員人事評価実施要領に基づき実施していくが、その活用方法については、これまで行っていた定数外職員勤務評定と同様の取扱いとする。 また、任期付短時間勤務職員の人事評価は、常勤職員と同様に行っていく。</p>
<p>3. 人員について (1) 調理現場の人員配置を明確にすること。  (2) 調理現場に関しては、新しく導入される職員体系を含め、職務内容を明確にすること。また、保育士についても職務内容を明確にし、周知徹底させること。</p>	<p>3. (1) 食数に応じた所要人数を配置していく。  (2) 調理員の定数外職員については、職務内容を明示している。保育士についても職務内容を明確にしている。</p>
<p>4. 賃金について 平成 20 年以前に採用された保育士及び栄養士の賃金表を作成すること。</p>	<p>4. 非常勤職員の賃金単価については、近隣市、市場の単価および経験を踏まえて決定していく。</p>